

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業  
落札者決定基準（案）

平成 31 年 2 月 12 日

鳥取県

## 目 次

第 1	落札者決定基準の位置づけ	1
第 2	落札者の決定方法	2
第 3	提案審査における点数化方法等	5
第 4	加点審査項目の評価項目及び配点	7

## 第1 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準は、鳥取県（以下「県」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、入札説明書と一体のものである。

また、本書は落札者を決定するにあたって、最も優れた提案者を選定するための方法及び評価基準等を示したものである。

## 第2 落札者の決定方法

### 1 落札者決定までの審査手順の概要

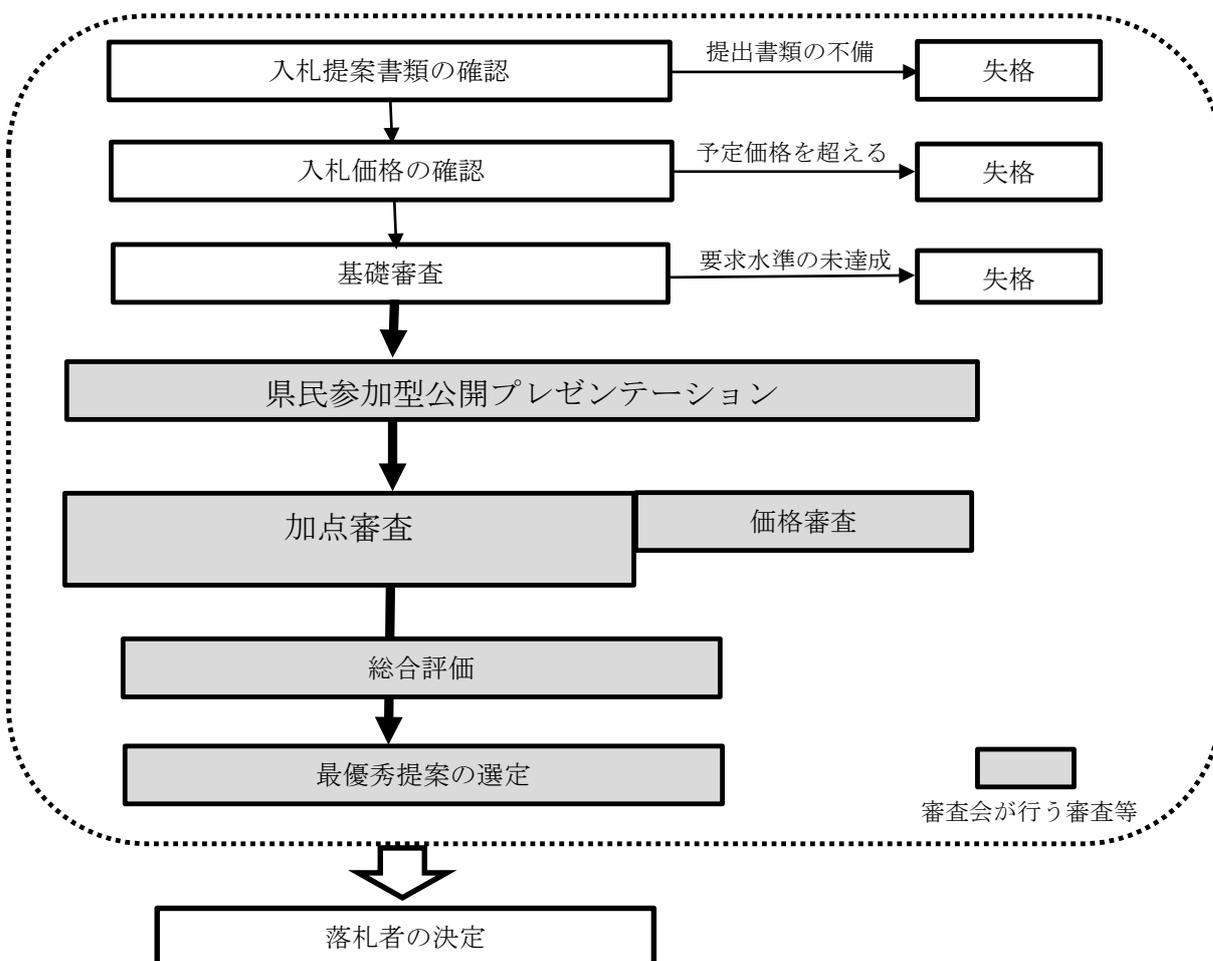
本事業における事業者の選定は、入札価格に加え、施設や整備の性能、維持管理及び運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により、次の手順で実施する。

また、本事業では、事業者と連携しながら基本計画の実現を目指すことから、事業者の選定に際しても、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウを期待するところである。したがって、県の想定を超えて積極的な提案を行う者については、基本計画の実現可能性を踏まえたうえで評価していく方針である。

#### ■入札参加資格の確認



#### ■提案審査



## 2 入札参加資格審査

県は、入札参加者から提出される入札参加資格審査に関する書類をもとに、入札参加者が満たすべき参加資格要件について確認する。その結果、入札参加資格を満たさない場合は失格とする。

## 3 提案審査

### (1) 入札提案書類の確認

県は、入札参加者に求めた入札提案に関する提案書類がすべて揃っていることを確認する。その結果、提出書類の不備の場合は失格とする。

### (2) 入札価格の確認

県は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えてないことを確認する。その結果、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

### (3) 基礎審査

県は、事業提案内容がすべての要求水準を満たしていることを確認する。その結果、提案内容が要求水準を満たしていない場合は失格とする。

### (4) 県民参加型公開プレゼンテーション

県民参加型の公開プレゼンテーションを実施する。

### (5) 加点審査・価格審査

#### ① 加点審査

審査会は、入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、評価項目ごとに得点を付与する。

#### ② 価格審査

審査会は、入札参加者から提出された入札書に記載された金額について審査を行い、得点を付与する。

### (6) 総合評価及び最優秀提案の選定

審査会は、加点審査点及び価格審査点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案として選定する。

総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合は、加点審査点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

加点審査点が同点の場合、「4 加点審査項目の評価項目及び配点等」における「(1) 事業全般に関する事項」の点数が高い提案を最優秀提案として選定する。

#### (7) 落札者の決定

県は、審査会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

### 第3 提案審査における点数化方法等

#### 1 提案審査の配点

審査項目（大項目）		配点
加点審査		●点
	(1) 事業全般に関する事項	●点
	(2) 経営管理に関する事項	●点
	(3) 設計・建設業務に関する事項	●点
	(4) 維持管理業務に関する事項	●点
	(5) 運営業務に関する事項	●点
	(6) 附帯事業に関する事項	●点
	(7) 特筆すべき提案に関する事項	●点
価格審査		●点
合計		●点

#### 2 加点審査の評価方法

##### (1) 加点審査の項目及び配点

加点審査の項目及び配点は、「4 加点審査の項目及び配点」のとおりとする。

##### (2) 加点審査項目の評価基準

加点審査項目を評価する際は、以下の評価基準に基づき実施し、各項目の評価点を算出する。得点化に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までとする。

〈4段階の場合〉

評価	内容	評価点（例）
A	非常に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.60
C	要求水準を上回ることが確実と見込まれる	各項目の配点×0.30
D	要求水準を満たす程度であり、特に優れた提案はない	各項目の配点×0.00

〈5段階の場合〉

評価	内容	評価点（例）
A	非常に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	やや優れている	各項目の配点×0.50
D	要求水準を上回ることが確実と見込まれる	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たす程度であり、特に優れた提案はない	各項目の配点×0.00

##### (3) 価格審査の得点化方法

入札参加者によって投じられた入札額については、以下の方法で得点化する。得点化に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までとする。

$$\text{価格審査点} = \text{価格審査点の満点} \times (1 - \text{当該入札額} / \text{予定価格})$$

(4) 最優秀提案者の選定

審査員の平均点をもって最も総合評価点が高かった者を最優秀提案者として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{加点審査点} + \text{価格審査点}$$

#### 第4 加点審査項目の評価項目及び配点等

##### (1) 事業全般に関する事項

評価項目	評価の主な視点	配点	主な様式
	・	●点	
	・		

##### (2) 経営管理に関する事項

評価項目	評価の主な視点	配点	主な様式
	・	●点	
	・		

##### (3) 設計・建設業務に関する事項

評価項目	評価の主な視点	配点	主な様式
	・	●点	
	・		

##### (4) 維持管理業務に関する事項

評価項目	評価の主な視点	配点	主な様式
	・	●点	
	・		

##### (5) 運営業務に関する事項

評価項目	評価の主な視点	配点	主な様式
	・	●点	
	・		

##### (6) 附帯事業に関する事項

評価項目	評価の主な視点	配点	主な様式
	・	●点	
	・		

##### (7) 特筆すべき提案に関する事項

評価項目	評価の主な視点	配点	主な様式
	・	●点	
	・		